

定額自動入金サービス利用規定

第 1 条(定額自動入金サービス)

1. 定額自動入金サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、毎月 5 日または 27 日(これらの日が金融機関休業日の場合には翌営業日とし、以下「引落日」といいます。)に、当社が指定する当社以外の金融機関の本支店(以下「引落金融機関」といいます。)におけるお客さまが指定するお客さまご本人名義の預貯金口座(以下「引落口座」といいます。)から、お客さまが指定する金額(以下「引落金額」といいます。)を口座振替の方法により引き落とし、当社指定の入金日(以下「入金日」といいます。)に、当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円普通預金に入金するサービスです。
2. 本サービスは、契約名、引落日、引落金額および引落口座をそれぞれ 1 つずつ指定することで 1 契約とし、各お客さまにつき最大 5 契約までお申込みいただけるものとします。
3. 本サービスの利用は個人のお客さまに限りします。

第 2 条(引落金融機関等について)

1. 引落日につきましては、毎月 5 日または 27 日(これらの日が金融機関休業日の場合は翌営業日)のうちどちらかをお客さまに指定いただくものとします。
2. 引落金額につきましては、1 契約につき 1 万円以上 99 億 9999 万 9 千円以下の範囲で 1 千円単位の金額をお客さまにご指定いただくものとします。
3. 入金日につきましては、原則、引落日の 4 営業日後の日とします。

第 3 条(本サービスの申込)

1. 本サービスの申込みは、当社 WEB サイトから受け付けます。
2. 本サービスの利用はお客さまと引落金融機関との間における口座振替契約の成立を前提とします。当該口座振替契約が成立しない場合、本サービスの利用はできません。
3. お客さまによる第 1 項の申込手続きにおいて誤入力等があったとしても、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
4. 第 2 項の口座振替契約が成立し、引落金融機関での口座振替受付完了の通知を当社が確認したときに、お客さまと当社との間で本サービスに係る契約が成立するものとします。
5. 前項に基づく本サービスに係る契約の成立後、当社は、当社所定の時期から本サービスを実行するものとします。

第 4 条([契約名]・契約内容の変更)

1. [契約名]・引落金額を変更する場合、当社所定の方法により手続きをしてください。ただし、引落金額を変更した場合、かかる手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において変更前の引落金額により本サービスが実行される場合があります。かかる場合に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 5 条(本サービス利用の休止・再開・解約)

1. お客さまが本サービスの全部または一部の利用を休止もしくは再開し、または本サービスに係る契約の全部または一部を解約する場合、当社所定の方法により手続きをしてください。
2. お客さまが前項に定める休止・解約の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する当該本サービスに係る契約の引落日において、本サービスが実行される場合があります。また、お客さまが前項に定める再開の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する当該本サービスに係る契約の引落日に、本サービスが実行されない場合があります。かかる場合に生

じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 6 条(本サービスの停止、終了)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本サービスに係る契約の全部または一部を解約して本サービスを終了することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備の保守または工事が必要なとき
 - (2) 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備に障害が発生したとき
 - (3) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - (4) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - (5) その他当社が必要と判断したとき
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、3 回連続して引落日において資金不足等の理由により引落口座から引落金額の引き落としができなかった場合、お客さまに事前に通告することなく、当該引落口座に関する本サービスに係る契約を解約します。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 7 条(当社口座への入金不能時の取扱い)

当社に開設されているお客さまご本人名義の代表口座円普通預金において取引が制限されている等の理由により、引落金額を当社代表口座円普通預金に入金できない場合、当社は引落金額から当社所定の振込手数料を差し引いた金額を引落口座に振り込む方法により、資金を返却する場合があります。この場合の振込手数料は、振込手数料の無料回数分にカウントいたしません。また、この場合、当社は、お客さまに事前に告知することなく本サービスの提供を休止するものとし、これによって生じた損害については一切責任を負いません。

第 8 条(システム障害、災害などに関する免責事項)

次の各号の事由により、本サービスの全部または一部の提供に遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 天災・災害・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または不能となったとき。
- (2) 当社が一般的に相応とされる安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、本サービスの全部または一部の提供に遅延・不能などが生じたとき。
- (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。

第 9 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 10 条(規定の変更)

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第 11 条(準拠法と管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上